

会 議 録

会 議 の 名 称	令和6年度 第1回枚方市文化財保護審議会
開 催 日 時	令和7年2月10日（月）13時30分から15時まで
開 催 場 所	枚方市役所別館4階 特別会議室
出 席 者	川畑会長、菱田副会長、池田委員、高田委員、田委員、土井委員、松永委員、村田委員（五十音順）
欠 席 者	藤岡委員
案 件 名	（1）会長・副会長の選任について （2）審議会の運営について （3）文化財に関する取り組みについて （4）特別史跡百済寺跡再整備事業について （5）市登録文化財（無形民俗文化財）の候補について （6）その他
提出された資料等の 名 称	資料①第16期枚方市文化財保護審議会委員名簿 資料②枚方市文化財保護条例（抜粋）・条例施行規則（抜粋） 資料③枚方市審議会等の会議の公開等に関する規程 資料④枚方市情報公開条例（抜粋） 資料⑤枚方市文化財保護審議会の傍聴に関する取り扱い要領（案） 資料⑥文化財に関する取り組みについて 資料⑦特別史跡百済寺跡再整備事業について 資料⑧枚方市登録文化財に関する要綱 資料⑨市登録文化財（無形民俗文化財）の候補について 参考資料①観光にぎわい部 文化財課 令和5年度事務概要 参考資料②枚方市立旧田中家鋳物民俗資料館年報（令和5年度） 参考資料③特別史跡百済寺跡築地塀完成記念 パンフレット
決 定 事 項	・会長には川畑委員、副会長には菱田委員を選任することを決定。 ・会議は公開。会議録は作成の上、公開することを決定。 ・「春日神社（津田）の秋祭り」を市登録文化財（無形民俗文化財）にすることを決定。
会議の公開、非公開の 別及び非公開の理由	公開
会議録の公表、非公表 の別及び非公表の理由	公表
傍 聴 者 の 数	なし
所 管 部 署 (事 務 局)	観光にぎわい部 文化財課

審 議 内 容

事務局	<p>それでは、ただいまから「令和6年度第1回枚方市文化財保護審議会」を開会させていただきます。</p> <p>委員の皆様におかれましては、大変お忙しい中、本審議会にご出席いただき厚く御礼申し上げます。</p> <p>本審議会の会長が決まるまでの間、観光にぎわい部文化財課長の太田のほうで司会進行をさせていただきます。どうぞよろしくお願ひいたします。</p> <p>本日、委員の皆様には、委嘱状をお手元にお配りさせていただいております。本来であれば枚方市長よりお一人ずつお渡しさせていただくところ、誠に恐縮ではございますが、ご確認いただきますようお願いいたします。</p> <p>次に、本日の委員の出席状況ですが、委員9名中8名のご出席をいただき、枚方市文化財保護条例施行規則第16条第2項の規定に基づき、本審議会が成立していることをご報告させていただきます。</p> <p>それでははじめに、観光にぎわい部長の富田よりご挨拶を申し上げます。</p>
事務局	(部長挨拶)
事務局	<p>続きまして、本審議会の委員の皆様をご紹介します。</p> <p>資料①の委員名簿をご覧ください。お名前の五十音順にご紹介させていただきます。</p> <p>天門美術館館長の池田方彩委員でございます。</p> <p>八幡市立松花堂・庭園美術館主任学芸員の川畑薫委員でございます。</p> <p>帝塚山大学文学部教授の高田照世委員でございます。</p> <p>建築まちなみ研究会・大阪主宰の田啓子委員でございます。</p> <p>就実大学名誉教授の土井通弘委員でございます。</p> <p>京都府立大学文学部教授の菱田哲郎委員でございます。</p> <p>大阪大学適塾記念センター准教授の松永和浩委員でございます。</p> <p>大阪国際大学国際教養学部教授の村田隆志委員でございます。</p> <p>なお、大阪大学大学院人文学研究科教授の藤岡穰委員でございますが、本日はご都合により欠席のご連絡をいただいております。</p> <p>続きまして、資料の確認をさせていただきます。</p> <p>まず、本日の次第でございます。次に資料①「第16期枚方市文化財保護審議会委員名簿」、次に資料②「枚方市文化財保護条例(抜粋)」、次に資料③「枚方市審議会等の会議の公開等に関する規程」、次に資料④「枚方市情報公開条例(抜粋)」、次に資料⑤「枚方市文化財保護審議会の傍聴に関する取り扱い要領(案)」、次に資料⑥「文化財に関する取り組みについて」、次に資料⑦「特別史跡百済寺跡再整備事業について」、次に資料⑧「枚方市登録文化財に関する要</p>

	<p>網」、次に資料⑨「市登録文化財（無形民俗文化財）の候補について」です。</p> <p>続きまして、参考資料①「観光にぎわい部文化財課 令和5年度事務概要抜粋」、参考資料②「枚方市立旧田中家鋳物民俗資料館年報（令和5年度）」、参考資料③として、特別史跡百済寺跡築地塀完成記念の式典で配付しましたパンフレットでございます。</p> <p>資料は以上ですが、過不足等はございませんでしょうか。</p> <p>それでは、お手元の次第に沿いまして進めてまいります。</p>
事務局	<p>案件（1）会長・副会長の選任について</p> <p>はじめに、次第の案件（1）「会長・副会長の選出について」でございます。資料②をご覧ください。</p> <p>本審議会は、資料②「枚方市文化財保護条例施行規則（抜粋）」の中段の網掛け部分、第15条にあるように、委員の皆様方の互選により、会長・副会長を各1名置くことを規定していますが、委員の皆様からご意見等はございますでしょうか。</p>
委員	意見なし
事務局	ご意見等がないようでしたら、会長・副会長の選出につきましては、事務局のほうから提案させていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。
委員	異議なし
事務局	それでは、事務局案といたしましては、前回に引き続き、会長につきましては川畑薫委員に、副会長につきましては菱田哲郎委員をお願いしてはどうかと考えていますが、委員の皆様いかがでしょうか。
委員	異議なし
事務局	<p>ありがとうございます。それでは、会長に川畑委員、副会長に菱田委員に就任いただくことで、ご承諾いただきました。</p> <p>川畑会長、菱田副会長におかれましては、前方の会長席・副会長席へご移動をお願いいたします。（会長・副会長 席移動）</p> <p>それでは、会長にご就任いただきました川畑会長より、一言ご挨拶をいただきたいと存じます。川畑会長、よろしく願いいたします。</p>
川畑会長	川畑でございます。事務局におかれましては、平素より文化財諸般の業務についてご尽力いただきましてありがとうございます。文化財保護審議、文化財に関する業務を通して、私も枚方のまちづくりに微力ながら尽力させていただ

	<p>きたいと思っております。委員の皆様におかれましても、どうかお力添えいただけますよう、よろしく願いいたします。</p>
事務局	<p>ありがとうございました。</p> <p>続きまして、副会長にご就任いただきました菱田副会長より、一言ご挨拶をいただきたいと存じます。菱田副会長、よろしく願いいたします。</p>
菱田副会長	<p>菱田でございます。最近のことと言うと、昨年9月に枚方市主催の「市民歴史講座」で少しお話をさせていただきました。会場が満杯になるくらい来られていて、市民の皆さんの歴史や文化に対する関心の高さというのを改めて痛感いたしました。大変責任の重い委員会だと思っております。どうぞ皆さん、よろしく願いいたします。</p>
事務局	<p>ありがとうございました。</p> <p>それでは、ここからの進行は川畑会長にお願いしたいと思っております。川畑会長、よろしく願いいたします。</p>
川畑会長	<p>案件（2）審議会の運営について</p> <p>それでは、早速ですが審議を進めてまいりたいと思っております。</p> <p>次第の案件（2）「審議会の運営について」を、事務局から説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>それでは、審議会の運営についてご説明させていただきます。</p> <p>資料③「枚方市審議会等の会議の公開等に関する規程」をご覧ください。</p> <p>本審議会は、網掛けをしている第2条1項第1号イの地方自治法第138条の4第3項の規定に基づく、市の附属機関として位置付けられているものでございますので、本規程の適用を受けるものです。</p> <p>審議会は原則として公開するものですが、資料の2頁目上部の網掛け部分にありますとおり、同規定第3条第1項第1号から第3号までに該当する場合は、非公開とすることができるとされています。</p> <p>そのうち網掛けをしている第2号では、枚方市情報公開条例第5条に規定する非公開情報が含まれる会議は、公開しないことができるとされています。この第5条は、抜粋ですが資料④「枚方市情報公開条例」に掲載しております。会議の公開・非公開に関しては、本審議会においてご決定いただくことを規定しております。</p> <p>次に、会議録の作成についてでございますが、資料③に戻っていただき、3頁目、下の行、第6条第4項の網掛け部分のとおり、審議の経過がわかるように、発言者及び発言内容を明確にして記録するため、委員の皆様の発言内容について、全文筆記または全文筆記に近い要約筆記とすることが求められている</p>

	<p>ものでございます。</p> <p>会議録の公表については、資料③の4頁目、第7条第3項の網掛け部分のとおり、所管部署での閲覧、行政資料コーナーへの配架、市ホームページへの掲載によって閲覧に供するものとされております。</p> <p>最後に、資料⑤をご覧ください。会議の傍聴の取扱いにつきましては、資料⑤の「枚方市文化財保護審議会の傍聴に関する取り扱い要領(案)」に従って実施することを考えております。なお、定員につきましては10名以内とさせていただきます。</p> <p>以上、会議録の公開、会議録の作成、傍聴に関する取扱いについて、ご審議いただきますよう、よろしくお願いいたします。</p>
川畑会長	<p>会議の公開、会議録作成及び傍聴について事務局から説明がありましたが、委員の皆様、何かご意見はございませんでしょうか。</p>
委 員	<p>意見なし</p>
川畑会長	<p>特にご意見もないようでしたら、事務局の提案どおり、本審議会は原則公開とするものとし、案件の内容に応じて非公開とすること、会議録については発言者及び発言内容を明確にして、全文筆記または全文筆記に近い要約筆記として公表するものとさせていただきます。</p> <p>また、本日の審議会は公開とし、傍聴についても事務局の提案のとおりとしたいと考えますが、委員の皆様、よろしいでしょうか。</p>
委 員	<p>異議なし</p>
川畑会長	<p>では、事務局の提案どおりとします。傍聴者の確認をいたします。本日の傍聴者は何名でしょうか。</p>
事 務 局	<p>0名です。</p>
川畑会長	<p>それでは、傍聴者はいないので、引き続き会議を続けてまいります。</p>
川畑会長	<p>案件（3）文化財に関する取り組みについて</p> <p>それでは、次第の案件（3）「文化財に関する取り組みについて」を事務局から説明をお願いします。</p>
事 務 局	<p>それでは、令和5年度に進めてまいりました主な取り組み実績、令和6年度の取り組み実績及び今後の予定につきましてご説明させていただきます。</p> <p>お手元の資料⑥「文化財に関する取り組みについて」をご覧ください。</p>

1. 令和5年度の主な取り組み実績です。

(1) 普及啓発事業のうち、事業を抜粋してご説明いたします。

それでは1頁目、②市民歴史講座です。令和5年度の市民歴史講座は2回開催いたしました。1回目は、令和5年8月に「江戸幕府の摂河治水システムと堤防保全策」を開催し、27名にご参加いただきました。2回目は、令和4年度の審議会の案件でご意見いただきました、鍵屋別棟が国登録有形文化財に登録されたことを記念して、令和6年3月に見学会を開催し、25名にご参加いただきました。

続きまして、1頁目下段、⑤百済寺跡築地塀復元工事見学会です。令和6年3月に完成した築地塀を、在来工法と現代工法で施工した復元工事の見学会を2日間開催し、延べ117名にご参加いただきました。11月には瓦葺き工事の見学と、大阪工業大学の学生が製作したAR映像を体験するイベントを開催し、延べ77名にご参加いただきました。なお、工事の概要につきましては案件(4)でご説明いたします。

続きまして、2頁目中段をご覧ください。

(2) 調査・保存の①埋蔵文化財関係です。文化財保護法の届出・通知件数や調査件数などの実績は記載のとおりです。主な調査実績といたしましては、「中振北遺跡」において、光善寺駅西地区第一種市街地再開発事業に伴う発掘調査を実施し、第1面では古墳時代後期から中世にかけての宅地跡が、第2面では奈良時代の井戸から舟材を井戸枠に転用していることが確認されました。

また「禁野本町遺跡」では、奈良時代の百済寺の中軸線に沿うメインストリートの路盤や側溝、宅地跡を確認しました。これについては、3頁目中段「②発掘調査 現地説明会」を実施し、延べ80名にご参加いただきました。

次に③『楽しく学ぶ 枚方の歴史』の改訂です。平成18年に刊行したビジュアル版郷土読本『楽しく学ぶ 枚方の歴史』について、大幅に内容を改訂し、全面カラー刷りで新版を刊行いたしました。改訂に当たり、菱田副会長、松永委員には、執筆にご協力いただきありがとうございました。

次に、④特別史跡百済寺跡再整備事業については、後ほど案件(4)においてご説明いたします。

次に、⑤民俗文化財調査についてです。これまで未調査であった神社の祭礼行事について、神輿、ダンジリ、布団太鼓などの調査を行いました。詳細については、参考資料②「枚方市立旧田中家鋳物民俗資料館年報」の13頁以降に記載がございますので、ご参照ください。

次に4頁目、⑥市登録文化財についてです。昨年度の審議会においてご意見賜りました田能村直入の書画4作品を「田能村直入関係資料」として、令和6年3月1日付で市の登録有形文化財に登録いたしました。

続きまして、2. 令和6年度の主な取り組み実績及び予定です。

(1) 普及啓発事業ですが、こちらにつきましても、主な事業についてご説明いたします。

まずは、①市登録文化財についての展示の実施です。令和6年4月から約1か月間、「田能村直入関係資料」を市の登録有形文化財にしたことを記念し、総合文化芸術センターの市所蔵作品展示スペースにおいて展示をいたしました。

次に、②特別史跡百済寺跡築地塀完成記念式典です。築地塀が完成したことを記念した式典を4月に開催し、国会議員や文化庁職員など63名にご出席いただきました。その際、配付しましたパンフレットを参考資料③として添付しております。

次に、③市民歴史講座及び文化財報告会の実施です。令和6年度の市民歴史講座は『新版 楽しく学ぶ 枚方の歴史』の刊行記念の第1弾として、9月に菱田副会長に「茨田堤と枚方の古墳時代」をテーマにご講演いただき、144名にご参加いただきました。第2弾として、「行基と古代の枚方」を2月に実施する予定です。

次に5頁目、⑤広域リレー講座「ぶらり北河内 2024 歩いてみよう！交野ヶ原」です。北河内の参画市で結成された「北河内地域文化財活用広域連携会議」において広域リレー講座を開催しました。本市では11月に百済寺跡・禁野本町遺跡・渚院等を巡り、39名に参加いただきました。

次に、⑧発掘調査成果の展示です。毎年テーマを変えて市内の遺跡から出土した遺物の展示を行っていますが、令和7年3月からは大阪府立近つ飛鳥博物館にて開催される、令和7年度春季特別展『百済王氏—絶統を紹ぎ興す—』とのコラボ展示として、『百済王らは朕の外戚なり』を開催する予定です。なお、近つ飛鳥博物館へは、市内から出土した遺物約80点を貸し出す予定です。

次に6頁目、(2)調査・保存の①埋蔵文化財関係です。12月末現在の文化財保護法の届出・通知件数や調査件数などの実績は記載のとおりです。主な調査実績としては、令和5年度から引き続き実施した「中振北遺跡」の調査において、14世紀の水道管に用いられた竹筒が出土しました。

次に、②民俗文化財調査です。春日神社（津田）の祭礼について、重点的に調査を実施しました。特に秋祭りに出される提灯について、7月末から9月上旬にかけて行われた虫干しの際に詳細に調査を実施しました。関連して、津田の宮座のうち侍座が所蔵する古文書調査を実施しました。

次に、③特別史跡百済寺跡再整備事業です。令和6年度の特別史跡百済寺跡再整備事業についての詳細は、案件(4)においてご説明させていただきます。

次に、④春日神社（津田）の秋祭りの市登録無形民俗文化財の候補について、こちらも後ほどの案件(5)において説明させていただきます。

最後に、(3)その他です。市立枚方宿鍵屋資料館の現指定管理期間の満了に伴い、指定管理者選定委員会による審議を行い、令和6年12月定例月議会における議決を経て、特定非営利活動法人枚方文化観光協会を指定管理者として指定しました。

以上、「文化財に関する取り組みについて」のご説明もさせていただきましたので、ご意見をよろしく願います。

	<p>なお、参考資料として、令和5年度の事業について、本日ご説明した事業以外も含めてまとめた事業概要をお付けしておりますので、併せてご参照ください。</p>
川畑会長	<p>ただいま事務局からありました説明について、委員の皆さんからご質問、ご意見等はございませんでしょうか。</p>
池田委員	<p>お配りいただいた『楽しく学ぶ 枚方の歴史』を拝見しましたが、近代や現代で大阪美術学校の記載がないことが気になりました。昨年は大阪美術学校開校100年、枚方に来てからはあと5年で100年ですけど、枚方市にとっては文化の歴史として大きなことであったと思っています。以前に『枚方の美術2000年展』という展覧会で冊子が作られまして、そこには近世で引札とか直入についての話が少しあり、近現代では矢野橋村を中心とした大阪美術学校の活動の話がありました。開校した期間は15年間ではあったけれども、戦争がなければ、もうしばらく活動が継続されていたであろうし、そこで学んだ人たちも力を蓄えて立派に活躍したと思われるが、このことが全く触れられていない。</p> <p>私は美術分野からの委員として選出されていますので、せっかく去年は努力もされて大阪美術学校100年に関連した大きな展覧会を総合文化芸術センターで開催し、御殿山生涯学習美術センターと鍵屋資料館でも関連する事業をされていることもあるので、その辺はいかがでしょうか。</p>
事務局	<p>この本は、市史資料室の出している本の中で一番簡単な本という位置付けで出版しているもので、どうしても全てを取り上げることができず、トピック的に近代・現代において、何を取り上げるか市史編さん委員会で検討した結果、今回の内容で発行したものです。なお、『枚方市史』や『郷土枚方の歴史』には、大阪美術学校について記載しております。今回はできるだけ簡易なテーマを絞って作りましたので、コンセプト上、全てを取り上げることはできませんでした。</p>
池田委員	<p>色々と事情があるのはわかりますが、全てを載せることは無理なのは当たり前のごことでして。あの当時、私立の美術学校を造って、御殿山の地に移ってきた時は、京阪電車がわざわざ御殿山という駅まで造りましたので、これは枚方の歴史の中でしっかりと位置付けて、市民にも認識していただくということがあればよかったですと思います。</p>
土井委員	<p>各項目を見ていると、市民がよく知っている見慣れた項目だと思います。しかし、近代のところを見ますと、文化面がないんですね。近代の文化のうねりということ考えると、池田委員が言われたように、大阪美術学校が枚方に置かれたというのは、大きなうねりのひとつでもあるので、枚方の近代文化の形</p>

	<p>成というところで、やはり大阪美術学校を取り上げる必要があったのではないかと思います。大阪美術学校を取り上げて市民の方々にかつてこういう動きがあったのだということを知っていただくのは、非常に意義のあることだと私も思います。</p>
村田委員	<p>市史というのは歴史学の方が主に携わるものなので、どうしても政治史や制度史などを研究している専門の方が入ってきて、文化史は弱くなりがちになるのはどこの市史でもそうなるのですが、ちょっと顕著に出てしまったかなと。私もこの目次を見ていて、それは痛切に思いました。</p>
事務局	<p>ありがとうございます。美術については文化生涯学習課が中心に動いていて、文化財課の弱い分野であったため、各委員のご意見を聞いて反省しているところです。今回はもう出版していますが、今後は美術分野につきましては文化生涯学習課と連携して取り組んでいくように進めてまいりたいと思います。貴重なご意見ありがとうございました。</p>
川畑会長	<p>他にございませんでしょうか。</p>
菱田副会長	<p>埋蔵文化財の調査ですが、市の調査は全部把握されていると思うのですが、市内で行っている他機関における調査などは把握されているのですか。例えば、茄子作遺跡で大規模な区画整理に伴って実施される調査についての情報は、市で把握されていますか。</p>
事務局	<p>今月から令和7年度の本格調査に向け、枚方市と府、府センター及び事業者と協議を行っているところです。</p>
菱田副会長	<p>これから調査ですか。周辺の調査履歴から重要なものが見つかる可能性がありますと思われる。保存はなかなか難しいというところで動いていると思うのですが、例えば記録なり、あるいは一部でも移築して近くの公園とかで活用できないかなど、色々これから手当てをしてもらうことが出てくるかなと思います。これは調査者が府だからといって放置するのではなく、市民の皆さんに活用していただけるような形での調査成果の保存ということができるといいと思いますので、市としてしっかりコミットしていただいて、今後適切な対応をしていただければと思います。</p>
事務局	<p>そのことも念頭に入れて、引き続き調整していきたいと思います。</p>
菱田副会長	<p>先走ってではなくて、むしろ準備しながら対応ができるように、急に出てきて慌ててどうしようとならないような対処をしていただければありがたいな</p>

	<p>と思います。</p>
田 委 員	<p>指定管理者選定において、今回、鍵屋資料館の募集する際に前職というか、今までどういことをされていた、こういう文化財関係の管理をされていたとか、そういう縛りというものがあったのですか。</p>
事 務 局	<p>募集要項において、申請者の資格として、「申請時において指定管理者又は業務受託者として3年以上、本施設と同規模ないしそれ以上の規模の施設の管理運営事業の実績があること」という条件を設定していますが、文化財関係の施設という限定はしておりません。</p>
田 委 員	<p>市のほうで、実績があるということを調べるのですか。</p>
事 務 局	<p>指定管理者に応募いただく際の資料の一つとして、先ほど申し上げた条件を満たしていることを証する書類、例えば、管理運営業務に関わる協定書や契約書の写しを提出していただいています。</p>
田 委 員	<p>選ぶのは大変だと思いますし、他市で大きな庭園をレストランのようにされた時に、指定管理者が代わってしまうという、大きなことがあったので、指定管理者の選定がちょっと気にはなっていたのです。鍵屋は資料館なので、目的がはっきりしているので大丈夫だと思いますけれども。教えていただきましてありがとうございました。</p>
川畑会長	<p>他にはございませんでしょうか。</p>
委 員	<p>意見なし</p>
川畑会長	<p>それでは、この件につきましては、この程度とさせていただきたいと思いません。</p>
川畑会長	<p>(4) 特別史跡百済寺跡再整備事業について 次に、案件(4)「特別史跡百済寺跡再整備事業について」、事務局から説明をお願いいたします。</p>
事 務 局	<p>それでは、特別史跡百済寺跡再整備事業について説明させていただきます。 まずは、令和5年度の再整備工事について、報告させていただきます。参考資料③の「特別史跡百済寺跡築地塀完成記念 パンフレット」をご参照ください。 歴史的建造物である築地塀の復元工事につきまして、請負業者の株式会社金</p>

	<p>剛組の施工で、在来工法と簡略工法に分け、令和4年度の基礎工事から開始し、令和5年度にかけて屋根及び左官工事を実施いたしました。在来工法は古代の工法である版築で施工しております。施工中の写真につきまして、お手元のパンフレットの8頁に載せております。</p> <p>木組工事につきましては、工場での確認後7月から現場組み立てを行い、土居桁と梁の組み立てから垂木乗せなどといった形で順次施工いたしました。なお、版築及び木組工事についての市民向け工事見学会を令和5年9月22日と30日に行っております。</p> <p>屋根工事の瓦につきましては、4月に百済寺跡再整備検討委員会において瓦の材料や製作過程について承認をいただいた後、製作に入り、何度か仕上がり確認を行った後、10月中旬から現場搬入の上、瓦葺を行い、12月中旬に完了いたしました。なお、瓦葺工事の市民向け工事見学会を11月24日、25日に行っております。</p> <p>瓦葺終了後には、簡略工法の壁の左官を行い、盛土を整地して令和6年2月に築地塀工事が完成し、完成記念式典を令和6年4月に開催いたしました。</p> <p>次に、令和6年度に実施する工事について説明します。</p> <p>資料⑦をご覧ください。A3で印刷しております、大きな図面となっております。工事の平面図に主な工事内容を色塗りにして表示しております。</p> <p>進捗についてご説明しますと、資料右側に工事の一覧を上げておりますが、1番目の造成工から8番目の監視カメラまでの工事はほぼ終了しており、現在東側と南側の駐車場の工事が間もなく終了の予定で進めております。</p> <p>令和6年度の追加工事として、築地塀の東門北側の在来工法の周囲と簡略工法の公園側に管理上のロープ柵を設けました。図面では「柵工」として表示しております。</p> <p>残す工事は、公園の注意看板と説明板の一部、こちらは10基ですけれども、陶板で設置するのみとなりまして、令和6年度末をもって百済寺跡の再整備工事は終了となります。</p> <p>簡単ですが、説明は以上になります。</p>
川畑会長	<p>ただいま事務局からありました説明について、委員の皆さんからご質問、ご意見等はございますか。</p>
菱田副会長	<p>百済寺跡は国の特別史跡で、史跡で言えば国宝に当たるので、かなり重要な取り組みもされてきて、いよいよ落成ということですが、これは他の特別史跡の中でもより良い形に再整備がされたという特出すべきことだと思います。</p> <p>出土品については、パンフレットで言うと13頁にある埴仏は大阪府の指定有形文化財になっていまして、大阪府の審議会でも高く評価をされ、ほぼほぼ主要な埴仏全てが大阪府の指定文化財になっているのですが、それ以外の出土品はみんな未指定ですよ。これはちょっといかがなものかなと思います。遺</p>

	<p>跡の場所は価値付けが高い国宝級だと言っているし、出土したものの中で博仏は大阪府が指定するという価値付けを得ていて、それ以外はがらくたでいいのかという問題です。ここは市のほうで頑張ってください、この史跡を語るために不可欠な資料については、まずは市指定にしていくということが必要かなと思うのですが、もしそういったロードマップとかをお持ちでしたら、お伺いしたいと思いました。</p>
事務局	<p>現時点で、例えば 14 頁にあるような押出仏も含めて指定という形には至っておりませんが、先生がおっしゃるとおり、結構な数の出土品がありますので、博仏以外のものについても、登録や指定に向けて検討していきたいと思いません。ご意見ありがとうございます。</p>
菱田副会長	<p>よろしくをお願いします。</p>
土井委員	<p>ちょっと教えてください。今、菱田副会長のほうから博仏で大阪府指定というのは、図版の 6 に出ている青銅製の押出仏も指定になっているのですか。</p>
菱田副会長	<p>なっていないですね。</p>
土井委員	<p>下のほうの背面に漆皮があるが、こういうのは非常に珍しいのではないですか。</p>
菱田副会長	<p>取り上げは大変難しかったと思われるのですが、頑張って取り上げているので、傷みやすいということや、保存処理ができるかどうかわからないというようなこともあり、まだ指定にはなっていない認識です。保存処理が終わり、物が安定していて、これ以上傷まないということが確認できるようであれば、これは国指定でも全然遜色はないと思いますので、それなりに手当てをしていく必要があるのではないかと。むしろ、これこそ保存していかないといけない資料だと思いますが、こういうものが出るということ自身が大変貴重だということになります。</p>
事務局	<p>ありがとうございます。</p>
土井委員	<p>たしか漆皮で一番遡るのは、今のところは 9 世紀ですね。延暦寺の経箱の漆皮箱。</p>
菱田副会長	<p>工芸はそうです。</p>
土井委員	<p>最澄在世時あたりではないかと言われている漆皮箱は、国宝になっています</p>

	<p>が、それよりも遡る漆皮製品となると非常に珍しいですよ。非常に貴重なので、早く動いてほしい。</p>
菱田副会長	<p>我々のような考古学の専門家だけでなく、ぜひ工芸分野の方にも見ていただいて、価値付けをしていくということが不可欠ではないかと思えます。</p>
事務局	<p>ありがとうございます。</p>
川畑会長	<p>他にいかがでしょうか。</p>
委員	<p>意見なし</p>
川畑会長	<p>それでは、この件につきましては、この程度とさせていただきたいと思えます。</p>
川畑会長	<p>(5)「市登録文化財（無形民俗文化財）の候補について」 続きまして、案件（5）「市登録文化財（無形民俗文化財）の候補について」に移ります。事務局から説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>登録文化財の候補について、説明させていただきます。本日は、市登録文化財の候補について、委員の皆様にご意見を頂戴したいと考えております。</p> <p>初めに、制度の概要についてご説明申し上げます。本市では、平成25年9月27日に枚方市登録文化財に関する要綱を制定しました。</p> <p>本制度の目的でございますが、枚方市域には現在50件の指定文化財がございます。一方、未指定の文化財の中にも地域の歴史にとって欠くことのできない文化財が数多くあり、これらの文化財は、急激な都市化や生活様式の多様化が進む中、消滅の危機に瀕しており、従来の指定制度だけでは十分な対応ができません。</p> <p>そこで、成立年代や性格などの理由により指定には至らないものの、地域の歴史にとっては欠くことのできない文化財に、より幅広い文化財保護の網をかけ、市独自の緩やかな制度として「枚方市登録文化財制度」を設置し、市民の郷土への理解を深め、郷土への愛着の増進を図ることとしたものでございます。昨年に登録いたしました「田能村直入関係資料」を含め、現在5件の市登録文化財がございます。</p> <p>制度内容ですが、資料⑧「枚方市登録文化財要綱」をご覧ください。</p> <p>第2条で、対象は国、府、市の指定等を受けた文化財以外の文化財としており、登録に際しては第3条第3項で、所有者等の同意を得ること、第3条第4項で、文化財保護審議会の意見を聞くものとしております。</p> <p>管理に関しては、第4条第1項のとおり、市は所有者に助言を行いますが、</p>

第4条第2項で、保存及び管理に係る費用は所有者等の負担とし、現状変更等を行う場合は第5条で、市に届け出ることとしております。

また、第6条では登録文化財を広く市民に周知し公開等の活用に努めること、第7条では保存のため必要があれば記録の作成、助言、その他保存のため適切な措置をとることがあることとしております。

登録の抹消については、第8条において維持管理が不可能と認めるとき等は、文化財保護審議会の意見を聴いて、登録を抹消できるものとしております。

それでは、今回登録しようとする文化財について、ご説明をさせていただきます。資料⑨をご覧ください。

2の「登録文化財の候補について」の「(1) 名称」ですが、今回の登録候補は「春日神社(津田)の秋祭り」でございます。所有者は宗教法人春日神社で、所在地は枚方市津田元町1丁目10番1号でございます。

続いて、「(2) 春日神社(津田)」です。津田の春日神社は、市域東部の中心的村落であった津田村の氏神で、創立年代は明らかではありませんが、中世に三之宮神社の内宮として祀られたと伝えられています。現在の本殿は天明6年、1786年に奈良春日大社本殿を移築した「春日移し」であり、末社若宮八幡宮本殿も同年に奈良春日大社末社三十八所神社を移築した「三十八所移し」でございます。「三十八所移し」は奈良県内に7棟、大阪府内ではこの1棟しか確認されておらず、2棟同時に譲り受けたことがわかる貴重な遺構であるため、平成23年に市有形文化財に指定しております。

神社の祭礼行事については、これまで未調査でございましたので、民俗文化財調査の一環として、令和4年度に神社の祭礼行事のアンケート調査を実施し、その結果に基づき、令和5年度に神輿、ダンジリ、布団太鼓等17件の確認調査を行いました。その中で、江戸時代後期から今に残る祭りである津田の春日神社の秋祭りについて、令和6年度に詳細調査を行いました。10月18日の秋祭り宵宮には、高田委員にも現地調査を行っていただきました。

次に、「(3) 春日神社(津田)の秋祭り」について、ご説明いたします。津田の秋祭りと言え、「提灯と太鼓」と言われており、古くは旧暦9月18日が宵宮、19日が本宮でしたが、現在は10月18日に宵宮、19日に本宮を行っております。7つの町が出す丈160cmほどの大型の箱提灯は、上輪・下輪に龍と宝珠、雲、波、龍宮城、浦島太郎などの立体的な鍔金具がつき、火袋には献燈の文字、下り藤と三巴紋、鹿と紅葉が色鮮やかに描かれております。

3頁の配置図を併せてご参照ください。本殿前に谷、市場、田中、大谷(おたに)の各町から1張ずつ、大峰から1対2張の計6張、拝殿入口に横(よっこ)から1対2張、嶽から2対4張の計6張の大提灯を出します。拝殿の軒先には丸提灯、ほおずき提灯と呼んでいる提灯も吊るします。神社前の道路上2か所に高さ5mほどのヤグラ提灯を掲げますが、これは「南の辻提灯」「北の辻提灯」と呼ばれており、各町が毎年輪番で立てております。また、家々の門には家紋を入れた提灯を掲げます。

宵宮、本宮には拝殿に口径約 90 cmの大太鼓を据え置きます。太鼓の叩き方には決まった節があり、子どもたちは誰でも自由に太鼓を叩くことができます。

次に、「(4) 提灯の来歴」についてご説明します。別添資料 1 頁から 7 頁も併せてご覧ください。

提灯の寄進は、近世の津田村の役人日記である「見聞録」に記述が見られません。天明 6 年に本殿の移築が終わった寛政元年、1789 年 9 月 18 日に各町の若中から大提灯 19 張が寄進されたことがわかります。現存する大提灯がこの時に寄進されたものかは不明でございます。現存しております嶽の提灯箱には天保 13 年、1839 年の銘、横の提灯箱には安政 2 年、1855 年の銘が見られます。谷、市場、大谷、大峰の提灯箱には全て文久 3 年、1863 年の銘、箱蓋の裏には鍔金物師・塗師・提灯師のそれぞれが同じ名前である墨書があるため、同時に作ったものと考えられます。また、田中の提灯箱は「田中町／文久三年」と書かれており、鍔金具の模様からも文久 3 年に谷などと同時に作ったものと考えられます。

現在、提灯一式は境内の蔵で保管しており、各町が土用の期間に虫干しを行い、秋祭りの宵宮と本宮に出します。宵宮の日は午前 6 時頃に出し、午後 9 時頃にしまいます。本宮も同様に出し入れするものです。かつては、提灯は各町長宅で保管し、土用の虫干しと祭りの提灯かけは若中の役割であったことが肥後和夫氏の「宮座調査ノート」からわかります。また、昭和 30 年頃までは青年団が提灯の火の番を行っていたことが聞き取り調査からわかっております。

次に、「(5) 太鼓の来歴」についてご説明します。別添資料の 8 頁も併せてご覧ください。

太鼓の寄進についても「見聞録」に記述が見られ、大提灯寄進の翌年、寛政 2 年、1790 年 9 月 16 日に氏子から 2 尺 9 寸の太鼓が寄進されたことがわかります。

平成 28 年 1 月に両面の皮を張替えた際、胴内に「寛政二歳／戌九月吉日／摂州大坂渡辺村／細工人太鼓屋／又兵衛(花押)」の文字が見つかりました。胴内には文政 9 年、天保 4 年、天保 14 年、弘化 4 年の年号と村名、細工人名等も書かれており、代々修理しながら現在まで伝わったものとわかります。

現在、太鼓は集会所で保管しており、各町が輪番で 10 月 18 日の早朝に拝殿に設置し、19 日の夜に集会所へ運び片づけております。

以上、ご説明いたしましたとおり、「春日神社(津田)の秋祭り」は、江戸時代後期の年紀を持つ大提灯や大太鼓が現存しており、各町から提灯を出すという行為も江戸時代から変わらず今に続いているものであります。祭りにこのような鍔金具のついた大型の箱提灯を出すという例は他に見られず、村の構造や祭礼の在り方がわかる貴重な民俗文化財であるため、枚方市登録文化財の無形民俗文化財に登録しようとするものでございます。

本日の審議会で委員の皆様のご意見を頂戴し、年度内を目途に登録を行いた

川畑会長	<p>いと考えておりますので、よろしくお願ひ申し上げます。</p> <p>説明は以上でございます。</p> <p>ありがとうございます。</p> <p>ただいま事務局からありました説明を補足する形で、調査に関わられた高田委員からご意見を頂戴したいと思ひます。</p>
高田委員	<p>私も今年のお祭りに同行させていただいて、まず、提灯の立派さに驚きました。民俗学で提灯は神様を迎えるものであり、それから神様に捧げる献燈については、大阪と奈良の提灯は山形になっている、ダイガクと言われる竿灯です。あのような形のものは幾つかあるのですが、身長ぐらいもある立派な提灯を何提も掲げるといふのは、私も初めて見せてもらいました。まず、そこが貴重だと思ひます。</p> <p>それから、来歴がはっきりと村役人の古文書の中で書かれている。現存する提灯がその時代のものかはまだよくわかりませんが、恐らくは春日社をもらい受けた時に提灯を作ったという、「見聞録」の記述の頃には提灯は作られていたものだと思いますので、文字資料でしっかり確認できるということが、あまり例もないので、そこが良いと思ひます。</p> <p>そして、何よりもその祭りが現在も継承されているということが大きいと思ひます。そういうことを踏まえると、提灯だけの有形民俗文化財というよりは、お祭り全体を無形民俗文化財として市の登録文化財にされるというのは非常にふさわしいことだと私は思っております。</p> <p>太鼓もとても大きいもので、太鼓をお祭りで使うのは、日本の神は目に見えないので、太鼓の音で神様の来臨を感じるというもので、お祭りに太鼓を使われるところは多いのですが、やはり大きさがとても立派なもので、これも恐らくは春日社から移築された時のお祝いを込めて作られたものと思ひますので、それも含めて全体で登録されるのはふさわしいと思ひます。</p> <p>以上です。</p>
川畑会長	<p>高田委員、ありがとうございます。</p> <p>その他、本案件について、委員の皆様からご質問、ご意見等はありませんでしょうか。</p>
池田委員	<p>枚方市登録文化財に関する要綱第4条の2項で、市登録文化財の保存及び管理にかかる費用は所有者等の負担とするとありますね。文化財は登録されると所有者が責任を感じるのと同時に、費用の負担ということがしんどい場合もあって、それで登録されたくないと思われる方もおいでかもしれません。それで、登録されたのはいいけど、第8条第1項で維持管理が不可能と認められた時は登録抹消ということですが、そうすると所有者が維持するのにお金も出せないとなったら登録抹消ということになるのでしょうか。</p>

	<p>本来だったら、文化財として非常に意味があって、価値があるということは何とか守ろうということで登録するのだけど、それは所有者がきちっとしなさいという話になるわけで、建築物とかになってきますと大変なことで、このような問題があるのかなと思いました。</p>
土井委員	<p>高田先生の話をお聞きしていますと、何故これを登録のほうへ選択されたのか、指定にするという方向は考えられなかったのか。</p>
事務局	<p>この祭りの価値として、指定が当然というご意見もあると思いますが一旦指定よりも一段低い登録からしていただきました。</p>
土井委員	<p>わかりました。しかし、高田先生の話を知っていると非常に珍しい祭りと言われる。こういう箱提灯、背丈のもの、枚方としては積極的に残す方法で考えて、無形民俗文化財の指定をしたいと、これをやると補助金が出せますということで、積極的に春日神社のほうへ働きかけるというのが、まず第一じゃないですか。</p>
事務局	<p>制度については、指定と登録の違いについてはご説明させていただきました。</p>
土井委員	<p>それで、まず市としては指定をしたいのだが、どうしても嫌だとおっしゃるのなら仕方がないけれども、登録の場合は補助金が出ませんが、指定になると補助金が出せますということで、積極的に説得しないと、この祭りはなくなりますよ。その辺の事情はどうなのですか。</p> <p>それともう一点、この資料を見ていると、道具類についての説明はあるのですが、祭りそのものの内容については、今後精査されるのですかね。祭りの内容が具体的にわからない。例えば、宮座の座席がどうなっていたとか、若中がどれぐらいの年齢で入ってくるのかなど、そういうことを無形民俗文化財の場合は抑えないといけないと思いますが、その辺の調査はされているのですか。</p>
事務局	<p>神社の祭りの特色というのが、旧津田村は7つ町に分かれていて、その町に当時住んでいた氏子さんの皆さんが属しており、そこから提灯を奉納してお祭りをするというものです。それとは別に宮座という構造があります。宮座は氏子全員が加盟しているものではなく、かつ同族の座であったり、職業的な座であったりで、調査が十分にできていないので、今回の登録文化財では特に提灯や太鼓などを町ごとに出すという部分を切り取りました。なので、名称のつけ方も「提灯祭り」など、色々考えましたが、地元の方にお話しを聞いたところ、津田の祭りは提灯と太鼓だとは言えるけれども、提灯祭りとは呼ばないというこ</p>

	<p>とで、こちらが恣意的に名前を付けるのも良くないということで「秋祭り」と包括的な名前にしました。宮座については、お祭りを二面から支えている構造ではあるので、切り離れたところがあります。</p> <p>調査については継続的に進めていこうと思っています。今回の登録文化財は町が担っている部分という面だけを切り取って文化財にしようということです。</p>
土井委員	<p>ありがとうございます。</p>
村田委員	<p>提灯が対象ですが、提灯は素材的には非常に弱いといえますか、損なわれることが起きやすいものだと思いますので、登録や今後指定するに当たって、なるべく現状の写真を撮ったりして残しておいて、損傷した時に元の近い形にする資料を残しておいたほうが良いのではないかと思います。というのは、修理を出した時に、提灯屋さんの技量にも左右されてしまうと思うので、何となくこういうふうになってしまいましたということも発生しがちだと思いますので、なるべく古い写真とかも集めた上で、情報はたくさん今のうちに残しておくほうが良いかなと思いました。実際、別添資料の4頁は平成9年に張り直しとあるので、古そうに見えるのは5頁がちょっと古そうですね、写真で見ると、デザインとかはそちらに合わせたのかもしれないのですが、デザインが各町で全部一緒だったとも限らないと思いますので、登録や今後指定するに当たっては、そのあたりの精査は必要だろうと思いました。</p>
事務局	<p>ありがとうございます。引き続き、調査、写真も撮らせていただきます。</p>
松永委員	<p>別添資料の8頁目、太鼓ですが胴内の墨書に不思議なところがあるといえますか、一番最後の人名「野兵衛」というのもちょっと変な感じがしますし、その上の天保十四年というところの「八幡口東村」についても読めそうな気がするので、もう一度、読み直せるようにしていただけたらと思います。簡単にわかるものだと思うので、よろしくお願いします。</p>
事務局	<p>張り直しのタイミングでしか、中は見れないということなので。</p>
松永委員	<p>写真は残ってないのですか。</p>
事務局	<p>株式会社太鼓正で修繕をされたようで、太鼓正さんが作成した報告書を見せていただきました。写真は画質が良くないものを普通の紙に印刷した状態なので、私たちがその写真から文字を見るのは難しい状態でした。この文章は太鼓正さんが文字起こししているのを、そのまま使わせてもらっていますので、検証が難しいところです。</p>

村田委員	<p>先ほどの追加で、たぶん写し崩れているのだろうなと思ったのは、6頁と7頁を見比べていただくとわかりやすいのですが、「御神燈」「献燈」と書いてあるところの上のところに飾り紐で結んでありますね。これは総角結びの変形の飾り、あわじ結びという難しい結びなのですが、7頁のほうは紐がどういってどういってというのがちゃんとしているんですけど、6頁のほうはざっくり写したという感じで、多分これは写し崩れたのだと思います。こういうのは時代が新しくなればなるほど発生しやすいので、いつ張り替えたかわからないかもしれませんが、張り替えの時にちゃんと指示を出さないと、こういうのはよく起こります。写し崩れといいますけれど、美術のほうではよくあるものです。他を見ると、総角結びの結びの流れというのを意識されているのだが、6頁のだけ全然意識されていない。だから、ちょっと手の落ちる提灯師が張り替えたかもしれないですね。文化財として守っていくためには、指定した上で、そういうアドバイスというか、こういう時にはこういうことに注意すべきですというようなことを共通認識として持っておいたほうが良いように思いました。</p>
事務局	<p>ありがとうございます。</p>
川畑会長	<p>他にございませんでしょうか。ないようでしたら、「春日神社（津田）の秋祭り」について事務局の提案どおり市の登録文化財にすることにご異議ありませんでしょうか。</p>
委員	<p>異議なし</p>
川畑会長	<p>それではこの案件につきましては、事務局の提案どおりとさせていただきたいと思います。</p> <p>今後、事務局においては、本日の意見を十分に踏まえたうえで進めていただけたらと思います。</p> <p>それでは、次第の案件（6）「その他」としまして、事務局から何かありますか。</p>
事務局	<p>本日の審議会の案件につきまして、追加でご意見などをいただける場合がございますが、恐れ入りますが2月17日月曜日までにお電話・メールなどにより、事務局の文化財課までご連絡いただきますようお願いいたします。</p> <p>また、本日の会議録につきましては、事務局で案を作成したのち、委員の皆様にご確認いただきまして、会長と調整の上、決定したものをホームページで公表していきたいと考えておりますので、どうぞよろしくようお願いいたします。</p> <p>事務局からは以上でございます。</p>
川畑会長	<p>それでは、これをもちまして令和6年度第1回枚方市文化財保護審議会を終了したいと思います。皆様、お疲れさまでした。</p>